

公的年金、法改正されましたよ!

2階建ての公的年金

今回、社会保障と税の一体改革関連法案が成立し、公的年金などの一部が改正されましたのでご紹介します。

会員の公的年金は「2階建て」になっています。「1階」部分が国民年金、「2階」部分が厚生年金です。老後支給される公的年金は、「1階」部分の国民年金(老齢基礎年金)が受給できなければ「2階」部分の厚生年金(老齢厚生年金)を受給することができません。「1階」部分の国民年金を受給するには「受給資格期間25年」を満たす必要があります。受給資格期間とは、厚生年金や国民年金の保険料を納めた保険料納付済期間、免除や特例を受けた期間、合算対象期間(昭和61年3月までのサラリーマンの妻などの期間)を合わせた期間で、この期間が25年以上なければ老齢基礎年金も老齢厚生年金も受給されないのでした。

受給資格期間が短縮されるけど

今回、受給資格期間が25年から10年に短縮されます。これによって、施行日の27年10月時点で加入期間が10年以上25年未満で無年金だった人も、保険料納付済期間等に応じた年金が受けられるようになります(寡婦年金の受給要件も10年となります)。

ただし、受給期間が25年から10年に短縮されても、年金を受ける権利がでただけで、満額の年金(平成24年の満額は78万6500円)を受給するためには、20歳から60歳までの40年の加入が必要です。10年加入では、年額約20万円足らずです。今回の改正は無年金者の救済のためですから、10年加入すればよいということではなく、加入期間が40年になるように納付することが大切です。

年金制度改革の内容	施行日
年金の受給資格期間が25年から10年間に短縮	平成28年10月
パートタイマーの厚生年金・健康保険の加入拡大	平成28年10月
産休期間中の保険料免除	2年以内
父子家庭へ遺族基礎年金拡大	平成26年4月

パートタイマーの加入基準は緩和

パートタイマーの厚生年金・健康保険の加入基準が緩和されます。現在は、労働時間、労働日数が正社員のおおむね4分の3(週30時間以上)で加入となっています。今回の改正では、平成28年10月から①週20時間以上、②月額賃金8万8000円以上、③勤務期間1年以上、④従業員501人以上の企業、という要件を満たしていれば厚生年金・健康保険に強制加入になります。従業員規模が501人に満たない中小企業については、3年以内に検討するとなっています。

出産後の育児休業期間中の厚生年金・健康保険料は、本人・事業主負担分とも免除されますが、今回の改正では、産前6週間、産後8週間の休業中の保険料も免除となります。なお、国民年金第1号被保険者に対しても産前産後期間の国民年金保険料の納付を免除する措置が検討されることになっています。

国民年金から支給される遺族基礎年金を受けられることができる人は、遺族で年度末の時点で18歳までの子どもがいる妻、あるいは子どもに限られ、夫は対象外でした。平成26年4月から父子家庭にも遺族基礎年金が支給されるようになります。しかし、専業主婦で国民年金の第3号被保険者が死亡した父子家庭へは支給されません。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サティファイドファイナンシャルプランナー

高橋 昌子

知っ得! マネー塾

- ★講師 / 暮らしのマネープラン相談センター所長 高橋昌子(CFP)
- ★日程 / **日曜コース**…10月 7日・21日、11月18日・25日、12月2日・16日
水曜コース…10月10日・24日、11月14日・28日、12月5日・19日
- ★時間 / 午前10:00~12:00
- ★会場 / ライブ1ビル(金沢市此花町・金沢駅から徒歩3分)
- ★受講料 / 9000円(テキスト込・3カ月全6回分)

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

株式会社 FPサポート研究所

FPサポート研究所

検索

<http://www.fpsl.co.jp/>

金沢市此花町3-2ライブ1ビル1F

☎076-232-2038